

一般の中小企業退職金共済事業及び  
特定業種退職金共済事業における  
退職金の確実な支給に向けた取組について

# 一般の中小企業退職金共済事業における 退職金の確実な支給に向けた取組

個別連絡による  
請求の勧奨

## 新たな未請求者の発生防止

- ・ (加入時) 本人宛の加入通知
- ・ (退職後3ヶ月) 退職金請求の要請(事業主経由)
- ・ (退職後6ヶ月) 直接本人に請求要請の連絡

## 累積した未請求退職金の縮減

- ・ 事業主から入手した住所等により  
被共済者に対する請求手続の要請

## 個別の問合せへの対応 (フリーコール等)

原因調査  
&  
対策への  
反映

## 確実な支給の確保

## 情報提供の充実

- ・ ホームページでの加入企業名掲載、検索システムの構築

請求を促す  
環境の整備

# 特定業種退職金共済事業（建設業・清酒製造業・林業）における退職金の確実な支給に向けた取組

個別連絡による  
請求の勧奨

## 新たな長期未更新者の発生防止

- ・（新規加入時） 住所把握、データベース化  
本人への通知
- ・（手帳更新時等）住所情報の更新
- ・（前回更新から3年間経過後） 調査を通じ  
手帳更新・退職金請求等の要請

## 累積した長期未更新者の縮減

- すべての長期未更新者について調査
- ・連絡先の入手
  - ・手帳更新・退職金請求等の手続の要請  
等

## 確実な支給の確保

請求を促す  
環境の整備

## 情報提供の充実

- ・ホームページでの加入企業名検索システムの活用（建設業）、注意喚起の実施

○ 独立行政法人勤労者退職金共済機構 第2期中期目標・中期計画について

（ 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者対策  
 特定業種退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者対策 からの抜粋 ）

中期目標	中期計画（案）
<p><b>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p><b>1 確実な退職金支給のための取組</b></p> <p>機構は、現在行っている業務について、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、以下のサービス向上を行うこと。</p> <p><b>（1）一般の中小企業退職金共済事業</b></p> <p>① 今後の確実な支給に向けた取組</p> <p>未請求退職金の発生防止の観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入時に、被共済者に対し、加入したことを通知すること</li> <li>・退職後、一定期間退職金が未請求である者に対し、請求を促すこと</li> </ul> <p>等の取組を積極的に行うことにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度（平成24年度）までに、1%程度とすること。</p>	<p><b>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>1 確実な退職金支給のための取組</b></p> <p><b>（1）一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組</b></p> <p>厚生労働省の協力を得つつ、以下の取組を着実に実施することにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を最終的に1%程度とすることを目標とし、中期計画期間の最終年度においてもその達成を図る。</p> <p><b>イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策</b></p> <p>従業員に対して、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）</p>

中期目標	中期計画（案）
<p>② 既に退職後 5 年を超えた未請求者に対する取組</p> <p>既に退職後 5 年以上を経過した未請求の退職金については、すべての未請求退職者の住所等連絡先の把握に計画的に取り組み、本人に直接退職金の請求を促すことにより、中期目標期間内に未請求退職金を縮減すること。</p> <p>③ 加入者への周知広報</p> <p>これまでの周知広報を見直し、あらゆる機会を通じて未請求者縮減のための効果的な周知広報を行うこと。</p>	<p>事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、以下の取組を行う。</p> <p>i) 加入時に事業主を通じて、中退共事業に加入したことを被共済者宛に通知する。</p> <p>ii) 退職後 3 か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、事業主から請求を促す要請通知を行う。</p> <p>iii) 上記 ii) の通知から 3 か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。</p> <p>iv) 上記 i) ～ iii) の取組について、毎年度、成果の検証を行い、取組の見直しを行う。</p> <p>なお、退職時の被共済者の住所の把握について、業務・システム最適化計画の進捗状況等を踏まえつつ、平成 23 年度末までの実施を検討する。</p> <p>ロ 累積した未請求退職金を縮減するための対策</p> <p>未請求者のいる対象事業所に対して、順次未請求者の住所等の情報提供を依頼し入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。</p> <p>ハ 周知の徹底等</p> <p>i) ホームページに中退共事業加入の企業名を検索できるシステムを構築し、被共済者等が自ら加入企業を調べることを可能とする。過去に</p>

中期目標	中期計画（案）
<p data-bbox="174 742 555 774"><b>（２）特定業種退職金共済事業</b></p> <p data-bbox="188 837 1057 869">① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組</p> <ul data-bbox="224 933 1108 1204" style="list-style-type: none"> <li>・共済手帳が長期未更新であって退職金の受給資格がある被共済者のうち、未調査分のすべてのものについて、住所等連絡先の把握に努め、受給資格がある旨等を直接本人に通知するなど、退職金の確実な支給のための取組の強化を図ること。</li> <li>・更新時等においても被共済者の住所を把握すること。</li> <li>・関係者への周知広報の在り方を見直すこと。</li> </ul>	<p data-bbox="1220 215 2072 295">中退共事業に加入していた企業についても、未請求者がいる企業名をホームページに掲載する。</p> <p data-bbox="1198 311 2072 391">ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載する。</p> <p data-bbox="1198 406 2027 438">iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起をこれまで以上に行う。</p> <p data-bbox="1187 502 1377 534">ニ 調査、分析</p> <p data-bbox="1187 550 2072 630">加入企業及び被共済者に対する調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の対応策に反映させる。</p> <p data-bbox="1153 742 1534 774"><b>（２）特定業種退職金共済事業</b></p> <p data-bbox="1153 837 2004 869">①建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組</p> <p data-bbox="1187 933 1780 965">イ 長期未更新者の発生を防止するための対策</p> <p data-bbox="1198 1029 2072 1204">i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、建退共事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する（平成 16～19 年度新規加入者分を含む）。また、共済手帳に住所欄を設けて被共済者に記載させる。</p> <p data-bbox="1198 1220 2072 1300">ii) 共済手帳更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。</p> <p data-bbox="1198 1316 2072 1396">iii) 過去 3 年間手帳の更新のない被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、手帳更新、退職金請求等の手続を</p>

中期目標	中期計画（案）
<p data-bbox="190 742 1108 821">③ 清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組</p> <ul data-bbox="224 885 1108 1157" style="list-style-type: none"> <li>・共済手帳が長期未更新であって退職金の受給資格があるすべての被共済者について、住所等連絡先の把握に努め、受給資格がある旨等を直接本人に通知するなど、退職金の確実な支給のための取組の強化を図ること。</li> <li>・更新時等においても被共済者の住所を把握すること。</li> <li>・関係者への周知広報の在り方を見直すこと。</li> </ul>	<p data-bbox="1220 215 1467 247">とるよう要請する。</p> <ul data-bbox="1198 263 2083 630" style="list-style-type: none"> <li>iv) これまでの長期未更新者調査において対象とならなかった被共済者について、上記iii)と同様の措置を講ずる。</li> <li>v) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</li> <li>vi) 被共済者重複チェックシステムの活用により、退職金支払時に名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止する。</li> <li>vii) ホームページ等を活用し、手帳の更新、退職金請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</li> </ul> <p data-bbox="1153 742 2072 774">②清酒製造業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組</p> <ul data-bbox="1198 837 2083 1396" style="list-style-type: none"> <li>i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、共済手帳に住所欄を設けて被共済者に記載させる。</li> <li>ii) 共済手帳更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。</li> <li>iii) 過去3年以上手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、手帳更新、退職金請求等の手続きを取るよう要請する。</li> <li>iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、手帳更新、退職金請求等の手続を取るよう要請する。</li> </ul>

中期目標	中期計画（案）
	<p>v) ホームページ等を活用し、手帳の更新、退職金請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>③林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組</p> <p>i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、共済手帳に住所欄を設けて被共済者に記載させる。</p> <p>ii) 共済手帳更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。</p> <p>iii) 過去3年以上手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、手帳更新、退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、既に共済契約者を通じて入手した住所を基に、手帳更新、退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>v) ホームページ等を活用し、手帳の更新、退職金請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p>